

実績評価書

(厚生労働省26(VI-2-1))

施策目標名	地域における子育て支援等施策の推進を図ること(施策目標VI-2-1)							
施策の概要	本施策は、全ての子ども・子育て家庭の状況に応じた支援を行うために、各地域の実情に応じて、必要な事業を実施している。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づき、市町村(特別区を含む。)が策定する市町村行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図るとともに、平成26年度においては、平成27年度から本格施行を予定している子ども・子育て支援新制度への円滑な移行のため、子ども・子育て支援法附則第10条に基づく「保育緊急確保事業」として、事業を実施する。							
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	50,442,797	30,796,733	2,476,474	81,363 (130,082,857)	2,669,590	2,822,557
		補正予算(b)	-66,543	(55,674,798)	581,382 (16,861,717)	-	-	
		繰越し等(c)	74,550	-	812,157	-	-	
	合計(a+b+c)	50,450,804	30,796,733	3,870,013	81,363	2,669,590	2,822,557	
執行額(千円、d)	37,194,382	29,781,284	3,727,260	78,779				
執行率(%、d/(a+b+c))	73.7%	96.7%	96.3%	96.8%				
関連税制	-							
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	「子ども・子育てビジョン」		年月日	平成22年1月29日 閣議決定			関係部分(概要・記載箇所)
								「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る」

測定指標	指標1 乳児家庭全戸訪問事業の実 施市町村割合	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づく大綱として定めた「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)については、2010(平成22)年度から2014(平成26)年度までの5年間を目標とした数値目標を掲げているため、測定指標として選定し、同ビジョンの数値目標を目標値として設定した。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		21年7月	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度		(△)
		84.1%	89.2%	92.3%	94.10%	95%	調査中	100%		
	年度ごとの目標値	-					100%			
	指標2 養育支援訪問事業の実施市 町村割合	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づく大綱として定めた「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)については、2010(平成22)年度から2014(平成26)年度までの5年間を目標とした数値目標を掲げているため、測定指標として選定し、同ビジョンの数値目標を目標値として設定した。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		21年7月	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度		(×)
		55.4%	59.5%	62.9%	67.30%	70%	調査中	100%		
	年度ごとの目標値	-					100%			
	指標3 ショートステイ事業の実施施 設箇所数	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づく大綱として定めた「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)については、2010(平成22)年度から2014(平成26)年度までの5年間を目標とした数値目標を掲げているため、測定指標として選定し、同ビジョンの数値目標を目標値として設定した。										
基準値		実績値					目標値	主要な指標	達成	
20年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度		△	
613か所		626か所	656か所	671か所	678か所	720か所	870か所			
年度ごとの目標値	-					870か所				
指標4 トワイライトステイ事業の実 施施設箇所数	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づく大綱として定めた「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)については、2010(平成22)年度から2014(平成26)年度までの5年間を目標とした数値目標を掲げているため、測定指標として選定し、同ビジョンの数値目標を目標値として設定した。									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度		△	
	304か所	339か所	361か所	358か所	364か所	374か所	410か所			
年度ごとの目標値	-					410か所				

指標5 ファミリー・サポート・センター 事業の実施箇所数	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づく大綱として定めた「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)については、2010(平成22)年度から2014(平成26)年度までの5年間を目標とした数値目標を掲げているため、測定指標として選定し、同ビジョンの数値目標を目標値として設定した。								
	基準値	実績値						目標値	主要な指標
	20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度		
	570か所	637か所	669か所	699か所	738か所	774か所	950か所		△
年度ごとの目標値		—	—	—	—	950か所			
指標6 地域子育て支援拠点事業の 実施箇所数(市町村単独分を 含む)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づく大綱として定めた「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)については、2010(平成22)年度から2014(平成26)年度までの5年間を目標とした数値目標を掲げているため、測定指標として選定し、同ビジョンの数値目標を目標値として設定した。								
	基準値	実績値						目標値	主要な指標
	21年度(見込み)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度		
	7,100か所	7,354か所	7,555か所	7,860か所	8,201か所	8,839か所	10,000か所	○	△
年度ごとの目標値		—	—	—	—	10,000か所			
指標7 一時預かり事業の利用児童 数	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づく大綱として定めた「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)については、2010(平成22)年度から2014(平成26)年度までの5年間を目標とした数値目標を掲げているため、測定指標として選定し、同ビジョンの数値目標を目標値として設定した。								
	基準値	実績値						目標値	主要な指標
	20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度		
	延べ348万人	延べ355万人	延べ374万人	延べ387万人	延べ406万人 (交付決定ベース)	延べ440万人 (交付決定ベース)	延べ 3,952万人		×
年度ごとの目標値		—	—	—	—	延べ3,952万人			

※22年度及び23年度は第2期基本計画期間、24年度から26年度は第3期基本計画期間である。

<p>評価結果と 今後の方向性</p>	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(各行政機関共通区分) ④</p>
	<p>(判定結果) B</p>
	<p>(判定理由)</p> <p>各指標平成26年度の目標値を達成してはいないものの、毎年度の実績値は増加傾向にあります。しかし、目標達成には十分とは言えないため、目標達成に向けた取組を更に実施する必要があります。</p>
	<p>(有効性の評価)</p> <p>「子ども・子育てビジョン」では地域での子育て支援の充実を図るため、5年間(平成26年度まで)を目標とする数値目標を掲げており、その達成に向けて、国は、事業主体である市町村に対し、必要な予算措置を講じるとともに、関係省庁と連携して取り組んできました。</p> <p>目標値については、事前に実施したニーズ調査に基づき設定しましたが、達成することができませんでした。</p> <p>うち、主要な指標である指標6については、市町村によっては、周知の不足や財政状況の変化等により事業主体・人員・場所等の確保が予定よりも進まなかったこと等が要因として考えられます。</p> <p>また、目標未達成となった指標2については、実施主体である市町村において、事業の対象となる家庭がなかったことや同様の事業を交付金を受けずに独自に実施しているところがあること等が、指標7については、ニーズ調査の際、事業の内容に関する周知が不十分であり、目標値が上振れしたことが要因として考えられます。</p> <p>各指標とも各年度の実績値が前年度を上回る傾向にあるため、施策目標達成のため有効であると判断しますが、目標達成には十分とは言えない状況です。</p>
	<p>(効率性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施主体である市町村の実績等を踏まえ、必要な経費に限定して予算要求していること、 ・ 交付要綱においても、交付金の対象経費を事業に必要な経費に限定していること、 ・ 既存施設を活用して事業を実施していること、 <p>などから、国は、事業主体である市町村に対し、効率的な事業実施を指導してきたと評価できます。</p>
<p>(現状分析)</p> <p>各指標毎年度の実績値が前年度を上回る傾向を示していますが、平成26年度の目標値を達成することはできませんでした。</p> <p>目標値については、事前に実施したニーズ調査に基づき設定しましたが、達成することができなかった原因を精査し、主要な指標である指標6については、市町村が新たに設定した今後5年間における事業計画の目標達成に向けて、制度の周知徹底、助言などの必要な支援を行っていきこととしました。また、目標未達成となった指標2については、独自に事業実施している市町村に対し、制度の周知徹底等を測ることとしました。同じく指標7については、平成27年度以降の市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するため、平成25年度に市町村が実施したニーズ調査の際、利用者負担が生ずることなど事業の内容に関する周知を徹底することとしました。</p> <p>このように、目標達成に向けた取組を更に実施する必要があります。</p> <p>地域の実情に応じた子育て支援策を一層充実させることは政府全体の課題であり、新たな「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)が策定されたところです。同大綱には、市町村が把握した地域のニーズの積み上げを、新たな国の目標として設定したところです。</p>	
<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p>「子ども・子育てビジョン」に次ぐ、新たな「少子化社会対策大綱」において、新たに平成31年度までの目標が設定されたため、同大綱を踏まえ、平成27年度以降測定指標及び目標値を見直すこととし、引き続きその目標達成に向けて地域の実情に応じた子育て支援策の充実により取り組んでいきます。</p> <p>(予算要求について)</p> <p>以下の口で困った方向で検討します。</p> <p>┌増額┐現状維持┐シーリングによる減額┐見直しによる減額</p> <p>・地域における子育て支援等施策の推進を図る経費は、人材の確保や従事者の資質向上を図る研修等を推進するため増額。なお、各指標に定める事業の経費は、当該予算を所管する内閣府において、平成27年度予算に計上されているものについては平成27年度予算と同額を要求し、平成27年度予算からの増加分については事項要求とし、予算編成過程で検討する。</p> <p>(税制改正要望について)</p> <p>—</p> <p>(機構・定員について)</p> <p>—</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>第4回厚生労働省政策評価に関する有識者会議労働・子育てWG(平成27年7月8日開催)で議論いただいたところ、「施策の分析において、毎年の実績値が増加傾向であることをもってよしとするような記載は再考すべき」「市町村に対して国がどのようなことをするのかについて記載すべき」「目標は実際にどう達成できたのか」といった意見をいただいたことから、総合判定・施策の分析についての記述を見直した。</p>				
<p>参考・関連資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関連法令(厚生労働省法令等データベースサービス)URL:http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ ・子ども・子育てビジョン(内閣府ホームページ)URL:http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/family/vision/index.html ・少子化社会対策大綱(内閣府ホームページ)URL:http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/taikou2.html ・平成24年度の事業に係る行政事業レビューシートURL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2013/h24_6-2-1.html ・子ども・子育て関連3法案(内閣府ホームページ)URL:http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html ・子どもを守る地域ネットワーク等調査URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000075220.html 				
<p>担当部局名</p>	<p>雇用均等・児童家庭局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課少子化対策企画室長 竹林 悟史</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>